

審査基準

令和3年11月1日

法令名：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
根拠条項：第3条の3
処分の概要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：大分県公安委員会
法令の定め： 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第17条第5項（運搬証明書の再交付）
審査基準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：2日（行政庁の休日を除く。）
申請先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係
問合せ先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係（電話 097-536-2131）
備考：